

3 受注者は、発注者の責に帰する理由により第14条の規定による委託料の支払が遅れた場合には、発注者に対して支払遅延防止法の率を乗じて得た遅延利息の支払を請求することができる。

(業務完了報告書の提出)

第12条 受注者は、仕様書に定める中間報告書等を発注者に提出しなければならない。

2 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して委託業務の完了報告書（以下「業務完了報告書」という。）を提出しなければならない。

(検査および引渡し)

第13条 発注者は、前条第1項に基づく中間報告書を受理したときは、その日から10日以内に委託業務の実施状況の確認を行うものとする。

2 発注者は、前条第2項に基づく業務完了報告書を受理したときは、その日から10日以内に委託業務の完了の確認のため検査を行うものとする。

3 受注者は、前項の検査の結果が不合格となり補正を命じられたときは、遅滞なく補正を行わなければならない。

4 第2項の規定は、前項の補正の完了及び再検査の場合について準用する。

5 受注者は、検査の結果、合格の通知を受けた場合において、発注者に引き渡すべき委託業務に係る目的物（以下「目的物」という。）があるときは、遅滞なく、目的物を発注者に引渡すものとする。

(委託料の請求および支払)

第14条 委託料の請求及び支払いは4回に分けて行うこととし、請求時期と請求金額の上限は、次のとおりとする。

回数	時期	請求金額の上限
1回目	5月から6月	(金額) 委託料の1/3まで
2回目	8月から9月	(金額) 委託料の1/4まで
3回目	9月から11月	(金額) 委託料の1/4まで
4回目	2月から3月	(金額) 委託料の総額から1回目、2回目、3回目の支払額を除いた額

2 受注者は、前条第1項の実施状況確認又は、同条2項から第5項の規定による検査に合格したときは、発注者に対して委託料の支払を請求するものとする。

3 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に受注者に委託料を支払わなければならない。

(発注者の解除権及び違約金)

第15条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 故意又は重大な過失により、期限内に委託業務を履行する見込みがないと認めるとき。

(2) 契約の相手方が死亡して契約上の義務の履行を承継する者がいないとき。

(3) 正当な理由がなく契約締結後14日以内に委託業務に着手しないとき。

(4) 前3号のほか、受注者がこの契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、委託料の100分の10に相当する額を違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

4 受注者は、第1項の規定による契約の解除による損害を受けた場合においても、発注者に対してその賠償を請求できないものとする。

5 発注者は、第1項の規定による契約の解除をした場合において、必要があるときは、既に完成した部分の目的物の引渡しを受注者に請求することができるものとする。この場合において、発注者は、当該目的物に対する委託料相当額を支払うものとして、その支払額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(秘密の保持)

第16条 受注者は、委託業務の処理により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第17条 受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(契約不適合責任)

第18条 発注者は、第13条第4項の規定により引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関してこの契約及び仕様書等により定められた内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるとき（その引渡しを要しない

場合にあつては、委託業務が終了した時に目的物が契約不適合であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物若しくは不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

- 4 前3項の規定は、発注者による解除権の行使及び受注者に対する損害賠償の請求を妨げるものではない。
(契約不適合責任期間等)

第19条 発注者は、目的物に関し、第13条第4項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日（その引渡しを要しない場合にあつては、委託業務が終了した日）から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法（明治29年法律第89号）の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 発注者は、目的物の引渡しの時（その引渡しを要しない場合にあつては、委託業務が終了した時）に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 8 目的物の契約不適合が仕様書等の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(契約以外の事項)

第20条 この契約に定めのない事項については、宮崎市財務規則（平成元年2月21日規則第1号）に定めるところによるものとし、この契約及び宮崎市財務規則に定めのない事項並びにこの契約に関して疑義が生じたときは、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 5 年 月 日

発注者 住 所 宮崎市橋通西一丁目1番1号
名 称 宮崎市
氏 名 宮崎市長 清 山 知 憲 印

受注者 住 所 [REDACTED]
名 称 [REDACTED]
氏 名 [REDACTED] 印

(注) 押印の際、届出のない印鑑を使用する場合は印鑑届を提出しなければならない。